

株式会社スタッフサービス

～ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づく情報公開 ～

対象期間 2022年4月1日 ～ 2023年3月31日

対象事業所 株式会社スタッフサービス さいたま第一 オフィス
〒 330-0854
埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5 ソニックテビル24階

労働者派遣の実績 派遣労働者の数（2023年6月1日現在） 1,915 人 / 派遣先事業所数（2022年度実数） 1,279 件
雇用安定措置を講じた人数（2022年度実数） 365 人

料金に関する事項

| | | |
|------------------------------|--------|---|
| 労働者派遣に関する料金額の平均額（1日（8時間）あたり） | 19,479 | 円 |
| 派遣労働者の賃金額の平均額（1日（8時間）あたり） | 13,327 | 円 |
| マージン率（小数点第2位以下を四捨五入） | 31.6% | % |

・ 上記金額は対象事業所全体（オフィス、メディカル、エンジニアの各分野を含む）の平均額です。

<平均的な派遣料金の内訳>

| | |
|------------|--------|
| 派遣料金 | 19,479 |
| 派遣労働者の賃金 | 13,327 |
| 有給休暇 | 304 |
| 社会保険 | 1,965 |
| 教育訓練＋募集費等 | 290 |
| 販売費＋管理費＋利益 | 3,593 |

- ・ 1日（8時間）の派遣料金が 19,479 円の場合で、協会健保・厚生年金保険・雇用保険に加入している場合の平均的な内訳です。
- ・ 派遣料金の中には各種社会保険料や有給休暇に係るコストに加えて、当社の販売費＋管理費＋利益（*1）が含まれています。
*1 販売費＋管理費＋利益とは、従業員給与、事務所経費、通信費、契約書・パンフレット等文書作成、郵送費、システム費、利益等の総計を示します。

キャリア形成支援制度に関する事項

<キャリアアップに資する教育訓練>

| 教育訓練の種類 | 対象者 | 方法 | 賃金支給状況 | 実施主体 | 派遣労働者の費用負担 |
|----------------|------------|--------|--------|------|------------|
| <入職時等基礎訓練> | | | | | |
| 派遣就業にあたって | 初めて派遣する労働者 | OJT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| ビジネスマナー研修 | 初めて派遣する労働者 | OJT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| <職能別訓練> | | | | | |
| OAトレーニング（初級） | 派遣労働者 | Off-JT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| OAトレーニング（中・上級） | 派遣労働者 | Off-JT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| 介護の基本 | 派遣労働者 | Off-JT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| <職種転換訓練> | | | | | |
| キャリア形成（1） | 派遣労働者 | Off-JT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| キャリアビジョン策定（1） | 派遣労働者 | Off-JT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| <階層別訓練> | | | | | |
| キャリア形成（2） | 派遣労働者 | Off-JT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| キャリアビジョン策定（2） | 派遣労働者 | Off-JT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| <その他教育訓練> | | | | | |
| ビジネススキル | 派遣労働者 | Off-JT | 有給 | 派遣元 | 無 |
| 資格取得支援 | 派遣労働者 | Off-JT | 有給 | 派遣元 | 無 |

<キャリア・コンサルティング>

キャリアに関する相談窓口を開設しています。

ご相談（無料）をご希望の方は、各事業所までご連絡ください。 <https://www.022022.net/company/industry.html>

福利厚生に関する事項

| | |
|----------------|--|
| 各種保険 | スタッフサービスは労働者災害補償保険・健康保険・厚生年金保険・雇用保険の適用事業所です。 |
| 年次有給休暇 | 有給休暇を効率よく使って、新鮮な気持ちでお仕事に臨んでください。 |
| 産前産後休暇、育児・介護休業 | 育児と仕事、介護と仕事の両立をサポートする制度としてご活用ください。 |
| 定期健康診断 | みなさまの健康管理のために定期健康診断制度を設けています。 |
| キャリアカウンセリング | キャリアに関する相談窓口を開設しています。 |
| メンタルヘルスライン | ご就業中のこころの悩みや心配事の解決にむけてカウンセラーがお手伝いをします。 |
| 各種提携スクール・優待施設 | スキルアップや資格取得のスクールをご用意しております。 |

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か : 締結済
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 本事業所から労働者派遣契約に基づき派遣就業する派遣労働者
労使協定の有効期間の終期 : 2026年3月31日